

新潟東部太陽光発電所 フェンス周り除草作業委託 仕様書

- 1 委託名 新潟東部太陽光発電所 フェンス周り除草作業委託
- 2 委託場所 阿賀野市かがやき 地内
- 3 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- 4 業務概要
別紙図面に示す太陽光発電所の除草を行う。
除草は前期（6月～7月）及び後期（10月）の2回行うものとする。
- 5 業務内容
 - (1) 工程表
前期及び後期ともに、作業日を記載した工程表を提出すること。
 - (2) 除草の方法
刈り払い機による作業とし、集草及び処分は行わない。
除草剤の使用は禁止する。
 - (3) 精算の方法
前期支払額は契約金額から消費税及び地方消費税額を除いた額の2分の1の額と、その額に消費税率10%を乗じて得た額を合算した額とする。
なお、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
後期支払額は契約金額から前期支払額を差し引いた残りの額とする。
 - (4) 除草面積
別紙図面のとおり。

1、2号系列	7,480m ²
3号系列	84,916m ²
合計	92,396m ²
 - (5) 報告書
前期及び後期の作業完了後、業務履行届、実績工程表、作業報告書及び作業写真を提出すること。作業写真は作業前・作業後を同じ位置・角度から撮影すること。
 - (6) 注意事項
除草箇所周辺の設備に損傷を与えないよう十分注意すること。
太陽光発電所敷地内は火気厳禁とする。
天候の急変に注意し必要に応じ作業を中止すること。
ヘルメット着用、防護メガネ着用、安全ゴム長靴着用等必要な安全対策を行った上で作業を行うこと。
必要に応じ道路使用許可を得ること。
刈払機取扱作業安全衛生教育を修了した者（刈払機取扱作業）を優先的に作業に従事させ、労働安全衛生法を遵守すること。
作業員名簿、資格者一覧表の提出をすること。

6 その他

屋外の作業においては作業員の体調管理を徹底すること。

また、熱中症対策として下記の一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、日よけテントの設営等）を実施する場合については、受注者発議により受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、実施すること。なお、協議に基づく実施状況は、別途報告書により監督員に報告すること。

一般的な熱中症対策に関する項目

- ・ 扇風機、送風機の使用
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服着用
- ・ ドライミスト散布
- ・ 暑さ指数（WBGT値）の計測

太陽光発電所構内に入所する前及び退所後は、発電管理センター当直員に報告すること。入退所に必要なカギの貸与及び入退所方法は別途指示する。

発電管理センター当直員 0254-62-5340